

令和 7 年第 2 回金ヶ崎町教育委員会定例会  
会 議 録

**1 開会、閉会等に関する事項**

- (1) 開会 令和 7 年 2 月 2 5 日 (火) 午前 1 0 時  
(2) 閉会 同 午前 1 1 時 3 0 分  
(3) 場所 役場 3 階庁議室

**2 教育長及び出席委員の氏名 (5 名)**

職名	氏 名
教育長	千葉 和仁
教育長職務代理者	高橋 玲子
教育委員	八重柏 知史
教育委員	小野 タマ子
教育委員	鈴木 雅司

**3 説明等のため出席した職員 (3 名)**

所属・職名	氏 名
教育委員会 教育次長	千葉 重徳
中央生涯教育センター 所長	鈴木 敏郎
教育委員会事務局 教育次長補佐	渡邊 久美子

**4 教育長等の報告の要旨**

別紙資料のとおり教育長から報告

**5 議決事項議題及び議事の概要**

教育長が議事進行を行い、報告 2 件、議案 1 3 件について審議した。

報告第 1 号 金ヶ崎町立学校給食センター調理等業務委託にかかる公募型プロポーザルの実施結果について

説明 2 月 6 日に行ったプロポーザル結果について資料のとおり説明。

八重柏委員) プレゼン内容を比較して選定業者の特によかった点を聞いた  
い。

事務局) 新たにアレルギー対応が業務に入るが、そのための人員配置が手厚

かった点。提示金額も低かった。

報告第2号 特定教育・保育施設の利用定員に対する意見を求めることについて

説明 社会福祉法人白鶴会から、たいよう保育園の定員を10名減員する申し出があったため、2月28日の子ども・子育て会議に諮る予定であることを説明。

鈴木委員) 法人が定員を減らすことのメリットは何か。

事務局) 定員に応じて確保しなければならない保育士人数や保育単価が変わるため、実状に応じた運営ができることになる。

議案第1号 金ケ崎町教育支援センター設置条例について

議案第2号 金ケ崎町教育支援センター管理運営規則について

(関連議案のため一括提案)

説明 教育支援センター(くりふとめりあ金ケ崎)は、令和6年5月から中央センターの一室で運営しているが、利用児童生徒が増えたことで手狭になり、今度閉園する三ヶ尻幼稚園を活用することになった。新たに行政財産として管理する必要があることから条例と規則を整備するもの。

鈴木委員) 教育支援センターを利用した日は、学校の出席扱いするのか。

事務局) 指導員が児童生徒の活動を記録し、学校と共有していることから出席にしている。

八重柏委員) 利用は学校を通さないといけないのか。学校に対する不信感があるとき、なかなか学校には頼めないのでは。

事務局) 基本は学校を通して利用相談をしていただくことにしているが、学校に相談できないときは、教育委員会に来ていただくことになる。

小野委員) 自分が親だと学校に行くのも難しい、教育委員会にも一歩足を踏み出せない、というときは、直接センターに行ってもいいのか。

事務局) 悩みを抱える保護者に対してはそのような対応もする。

高橋職務代理者) 愛称の「くりあ」と「教育支援センター」が同じであることが町民に伝わりにくいと思う。

事務局) チラシにはどちらも記載している。これは条例のため愛称は記載していない。

鈴木委員) 令和7年度の利用見込みはどうか。

事務局) 年度が始まってみないとわからないが、現在利用児童の1人は転出予定なので1名は減少することになる。

その後、採決したところ全員異議なく原案のとおり決定された。

議案第3号 教育施設使用料条例の一部を改正する条例

議案第4号 教育施設使用料規則の一部を改正する規則

議案第5号 都市公園条例の一部を改正する条例

議案第6号 都市公園有料公園施設の使用に関する規則の一部を改正する規則

議案第7号 永岡地区農業研修センター条例

議案第8号 農村集落多目的共同利用施設条例

(関連議案のため一括提案)

説明 各施設を貸し出す際に使用料を徴収しているが、近年の物価上昇に伴い消費税率改正以降の値上がり分として一律に14%値上げするもの。

鈴木委員) 17ページの金額の読み方がわからない。

事務局) 表に数字が入りきらず改行してしまったもの。

その後、採決したところ全員異議なく原案のとおり決定された。

議案第9号 金ケ崎町民運動場条例の一部を改正する条例

議案第10号 金ケ崎町民運動場使用規則の一部を改正する規則

議案第11号 金ケ崎町体育館条例の一部を改正する条例

議案第12号 金ケ崎町体育館使用規則の一部を改正する規則

(関連議案のため一括提案)

説明 議案第3号から議案第8号までと同様に使用料を14%値上げするとともに町民運動場の夜間照明と文化体育館の暖房器具について使用料を徴収するため必要な改正を行うもの。

質疑なく、採決したところ全員異議なく原案のとおり決定された。

議案第13号 令和7年度金ケ崎町教育行政方針について

説明 資料のとおり説明を行った。

鈴木委員) 3 ページ 放課後子ども教室について、厚生労働省の指針に地域学校協働活動で放課後児童クラブ(文科省)と放課後児童クラブ(厚労省学童保育)の連携が示された。町でも何か具体的に進める計画などがあるのか。

事務局) 特になし。中央センターが行う放課後子ども教室に学童保育所利用児童が参加することはある。

高橋職務代理者) 5 ページ 幼児教育アドバイザーを1名増員配置というのは誰か。

事務局) 現在は町の幼稚園主任教諭1名にお願いしているが、さらにもう1名にお願いする予定。

鈴木委員) 8 ページ 中学校部活動について、教職員の負担軽減で地域移行が進められていると思うが、町の将来像は。

教育長) 明確には決まっていない。これから具体化する予定で7年度を計画年度と考えている。

閉会